

制 度 名	劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (独) 日本芸術文化振興会	主管課名	生活文化課 文化振興 G		
		問合せ先	029-301-2824		
目的・趣旨	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の目的・内容を踏まえ、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援することで、我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進することを目的とする。				
<p>[対象団体] 地方公共団体等</p> <p>[対象事業]                      (1) 劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業⇒令和3年度は新規募集なし                      (2) 地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業                      (3) 共同制作支援事業                      (4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業</p> <p>[補助要件等]                      補助を受けようとする事業と同一内容の事業について、既に文化庁の他の補助事業に応募している場合は、応募できない。</p> <p>[対象経費]                      事業によって異なる。</p> <p>[補助限度額等]                      (1) 令和3年度は新規募集なし                      (2) 地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業 対象経費の1/2、自己負担の範囲内、上限40,000千円                      (3) 共同制作支援事業 対象経費の2分の1を限度、自己負担の範囲内                      (4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業 対象事業に必要な旅費及び運搬費の合計額を上限とする。バリアフリー・多言語対応については、それに加え、年間50万円を上限とする</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体が市町村の場合		補助対象 経費の 1/2 他	—	補助額の 残	—
〔3年度当初予算額〕		〔3年度補助対象団体〕			
—		—			
<p>[備考]                      令和3年度は新規募集を実施していない。</p>					